令和7年度(令和8年1月~3月分)

奈良県食肉公社A重油の購入

入 札 説 明 書

目 次

1 入札説明書 P 1~P 5

2 契 約 書(案) P 6~P10

3 別紙様式 P11~P12

(組織図)

奈良県食肉公社(大和郡山市内) … 入札、契約の主体

奈良県食肉センター(同上) … 納入場所

奈良県大和郡山市丹後庄町475-1 (公財) 奈良県食肉公社

※ 返却は不要です

# 入 札 説 明 書

(公財)奈良県食肉公社が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、 関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 令和7年11月21日(金)
- 2 入札に付する調達の内容
  - (1) 入札物件

A重油(JIS規格1種2号) 別添仕様書のとおり

(2) 納入期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

(3) 納入場所

奈良県食肉センター(奈良県大和郡山市丹後庄町475-1)

3 開札の日時及び場所

# 令和7年12月19日(金)午前10時から

大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター 管理棟2階会議室

#### 4 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 →資料最後の「補足説明書」を参照
- (2) 「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 入札日時点で、奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格者等に関する規程」(平成7年12月27日奈良県告示第425号)」による競争入札参加資格者で、営業種目J1「石油製品」で登録している者であり、かつ、奈良県内に事業所を有する者であること。なお、新たに入札参加を希望する者は、下記の場所へ持参し資格審査の申請を行ってください。

(資格審査の問い合わせ先及び申請場所)

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課 調達契約係(奈良県庁舎主棟1階) 電話番号(直通) 0742-27-8908

- (4) 調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律(従前は石油業法)の規定に基づく石油製品販売業の届出をしている者であること。

# 5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格 確認申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認 を受けなければなりません。

また、提出された申請書等について、当公社が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。なお、入札参加資格確認結果は令和7年12月8日 (月) 午後5時までにFAXにより通知します。

(1) 申込(申請)受付場所

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 475-1

(公財) 奈良県食肉公社 (奈良県食肉センター 管理棟2階) 電話番号 0743-56-6780

(2) 提出期日

# 令和7年12月5日(金)午後5時まで

(3) 申請書等の提出方法

郵送又は上記(1)の場所に持参とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便(簡易書留、特定記録郵便でも可)とし、 上記(2)の提出期限までに上記(1)の場所に到着するようにしてください。 また、封筒に「A重油資格審査書類在中」と朱書きしてください。

- (4) 提出書類
  - ①納入証明書(別紙様式1)
  - ②石油製品販売業開始届出書の写し (既に提出済みの場合は必要ありません)
- 6 入札説明書の交付について(契約条項を示す場所と日時)

入札説明書の交付は、5の(1)の場所において、令和7年11月21日(金)から令和7年12月5日(金)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く)毎日午前9時~午後5時までとします。

なお、公益財団法人奈良県食肉公社ホームページからも取得することもできます。

# 7 入札に関する質疑応答

- (1) 入札に関する質疑応答は次の日時に書面(FAXも可)にて受け付けます。 令和7年11月28日(金)午前9時~午後5時
- (2) その他の書類等に関する質疑応答についても上記時間内に書面(FAXも可)にて質問してください。(FAXの場合、事前に電話をしてください。)

FAX番号 0743-56-6233 電話番号 0743-56-6780

(3) 質問については、入札参加資格確認申請書を提出された方のみに、入札参加 資格確認結果の通知日までにFAXで回答します。

# 8 入札方法

(1) 入札の方法は郵送か持参によるものとします。郵送の場合、「一般書留」または

「簡易書留」のいずれかの方法に限ります。また、持参の場合、入札参加資格確認 結果書を持参してください。

(2) 封筒等の記載方法は、初度入札(1回目)に係る入札書と再度入札(2回目) に係る入札書を別封筒に入れ密封し、それぞれ別封筒の表面には、氏名等を朱書 きの上、「初度入札(1回目)」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退届」 (初度又は2回目で辞退する場合)の区別を記入し、送付用封筒に入れ、送付用 封筒の表面に「12月19日開札(公財)奈良県食肉公社A重油(JIS規格1種 2号)の購入に係る入札書在中」と朱書きし、<u>令和7年12月18日(木)午後5時</u>までに5の(1)の場所に必着しなければなりません。

なお、入札書の受付は入札参加資格確認結果通知の翌日からとします。

- (3) 再度入札(2回目)を行うこととなった際に、初度入札(1回目)に係る入札 書のみが送達されているときは、再度入札(2回目)を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度(1回目)又は再度(2回目)の明記の区別がなく送達されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし無効とします。

なお、初度入札(1回目)で落札者が決定し、送達された再度入札に係る入札 書が不用となった場合は返送します。

# 9 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨(アラビア数字で表記すること。) とします。
- (2) 入札書は所定の別紙様式2によることとします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
  - ア. 物品の調達名は、2の(1)に示した名称とします。
  - イ. 入札書の年月日は開札日とします。
  - ウ. 宛名は(公財)奈良県食肉公社 理事長 福谷 健夫 とします。
  - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - オ. 入札書に記載する金額は、1 リットル当たりの単価 (消費税及び地方消費税を除く。)を記入してください。単価は、小数点以下第2位までとします。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入 札書に押印したものと同じ印を押印しておかなければなりません。但し、入札書 記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札参加者は、その送達した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執 行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれ を廃止する場合があります。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した額をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き金額)を入札書に記載してください。

- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。
- 10 入札保証金 免除します。
- 11 契約保証金 奈良県契約規則によるものとします。
- 12 開札の立会い

立会いを希望される方は、開札 10 分前までに参集してください。その際、入札参加資格確認結果書を持参してください。

立会い人が開札10分前までに到着しない場合は、入札執行事務に関係のない職員が立会いをすることとします。

#### 13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 同一入札者がなした2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 虚偽の申請を行った者の入札
- (7) その他定められた入札条件に違反した入札
- 14 当該入札に関する事務担当者

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 475-1(奈良県食肉センター 管理棟 2 階) (公財) 奈良県食肉公社

電話番号: 0743-56-6780 担 当 者: 平井

# 15 落札者の決定方法

- (1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けられていないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定するものとします。また、くじは入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が契約の条件を確実に履行できるかを確認するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、 随意契約に移行する場合があります。

#### 16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを 中止します。また、入札者の談合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を 公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これら の場合における損害は入札者の負担とします。

#### 17 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し又は解除する場合があります。

# 18 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。 但し、契約書用紙は交付します。

# 19 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は入札 参加停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

#### 20 交付書類

- (1) 入札説明書(1部)
- (2) 契約書(案) (1部)
- (3) 納入証明書(1部)

別紙様式1

(4) 入札書(1部)

別紙様式2

(5) 仕様書(1部)

# A 重油売買契約書(案)

公益財団法人奈良県食肉公社(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_(以下「乙」という。)と\_\_\_\_\_(以下「乙」という。)とは、奈良県食肉センターのA重油の売買について次のとおり契約を締結する。

#### (総則)

- 第1条 乙は、甲にA重油を売り渡し、甲はこれを買い受ける。
- 2 甲乙両当事者は、この契約書及び別紙の仕様書に基づき信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### (品名等)

- 第2条 品名・規格、売買単価等は、次のとおりとする。
  - (1) 品名・規格 A重油・ JIS 規格1種2号
  - (2) 売 買 単 価 タンクローリー 1 リットル当たり 00.00円 (消費税及び地方消費税込み。)
  - (3) 契約期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
  - (4)納 入 場 所 奈良県食肉センター内 重油タンク
  - (5) 契約保証金 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「県規則」という。)第19条第1項ただし書きの規定第5号を準用し、免除する。

#### (請求、支払)

- 第3条 乙は、甲に当該月の納入分を月末で締め切り、その集計に前条第2号の売買単価を乗じた額 を翌月に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理した目から30日以内に乙に支払うものとする。

#### (納入等)

- 第4条 乙は、甲の発注の都度、指定する期日までに甲の検査を受けたうえ現品を納入するものとする
- 2 前項の検査において不良品があるときは、乙は不良品を遅滞なく引取り、甲の指定する期日まで に良品を納入するものとする。
- 3 納入後、甲が当該品にき損等を発見した場合は、そのき損等が甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに良品と交換するものとする。

#### (費用負担)

第5条 前条各項の納入等に要する費用及び前条第1項の検査以前に生じた当該品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

#### (権利義務の譲渡禁止等)

第6条 権利義務の譲渡禁止、遅延利息、契約に係る損害賠償については、県規則に定めるところによる。

# (契約の解除)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 納入されたA重油が第2条の規格又は品質と相違すると認められたとき。

- (2) 受注者が、A重油を納入期限内に指定の場所へその数量を納入しないとき、又は納入する 見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することが出来ないと甲が認めたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、第2条第2号の売買単価に別紙の 仕様書の2の購入予定量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指 定する期間内に納付しなければならない。

#### (暴力団等排除に係る解除)

- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営 に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的 若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその 相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約 の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、 遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、前条第2号の規程に基づき損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

#### (疑義の決定)

第9条 この契約に定めのない事項並びにこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の うえ決定するものとする。

#### (個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1 甲 公益財団法人 奈良県食肉公社 理 事 長 福谷 健夫

 $\angle$ 

(別記 第10条関係)

# 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利 益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了 し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られる ように、従 事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自ら行い、第三者にその取扱いを 委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すもの とする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、 乙は、拒んではならない。

#### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (損害賠償等)

- 第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償 の請求をすることができるものとする。

〈別紙様式1〉

# 納入証明書

令和 年 月 日

(公財) 奈良県食肉公社 理事長 福谷 健夫 様

住 所

仕入先等の 商号又は名称

代表者名

印

(公財) 奈良県食肉公社が、令和7年12月19日に実施する下記物品の入札において、\_\_\_\_\_\_が契約者となった際は、契約期間中は確実に納入できることを証明します。

記

- 1 納入物品 A重油(JIS規格1種2号)予定数量 約20KL(3ヶ月間)その他入札説明書及び仕様書のとおり
- 2 納入期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日
- 3 納入場所 奈良県食肉センター 奈良県大和郡山市丹後庄町475-1

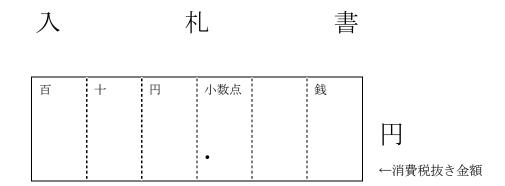
※この証明書は、入札に参加しようとする業者が、その業者の仕入先となっている卸業者に 落札後確実に納入可能である旨を証明してもらうものです。

したがって、証明は卸業者の住所・名称・代表者名・印です。

また、年月日は証明してもらった日付です。

\_\_\_\_\_ 部分には、入札参加しようとする業者名が入ります。(社名ゴム印で結構です)

<別紙様式2>



ただし、令和8年1月 ~3月分 1リットル単価(タンクローリー)

物 件 名 A重油(JIS規格1種2号)

履行場所奈良県食肉センター

奈良県大和郡山市丹後庄町475-1

入札保証金 免 除

入札説明書及び仕様書を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

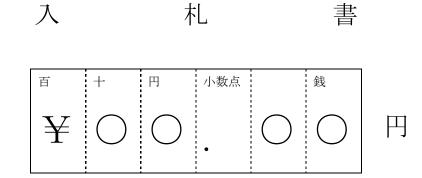
令和7年 12月19日

(公財) 奈良県食肉公社 理事長 福谷 健夫 様

入札者 住所

氏名

# (入札書記入例)



※<u>1リットル</u>あたりの<u>単価</u>を記入してください。 円以下は、<u>小数点第2位</u>までとします。

ただし、 1リットル単価 (タンクローリー)

※消費税及び地方消費税を<u>含まない額</u>を 記入してください。

※金額の前に¥マークを記入してください。

物 件 名 A重油(JIS規格1種2号)履 行 場 所 奈良県食肉センター

入札保証金 免 除

入札説明書及び仕様書を承諾のうえ、上記のとおり入札します。 令和 ○○ 年 ○ 月○○日 ← 開札日とします

# (公財) 奈良県食肉公社

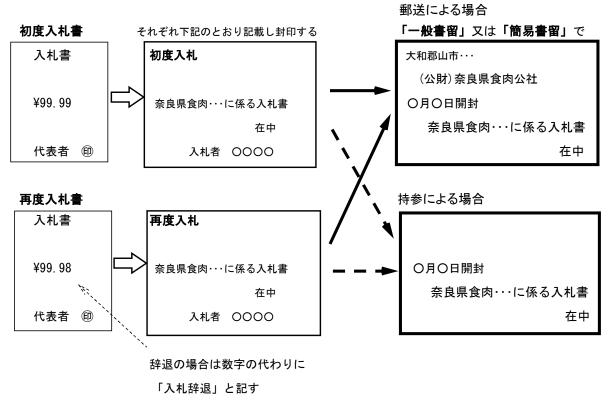
理事長様

会社等の代表者印 (県指名登録で使用印として届け済みの印)を押印してください。

入札者 住 所 〇〇市△△町1丁目10番10号

氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 奈 良 太 郎 印

# (入札書封筒の作成例)

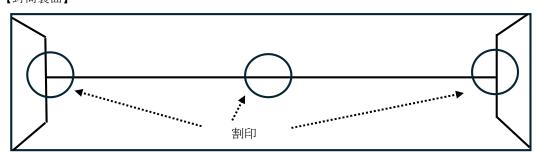


#### 【封筒表面】

初度(又は再度)入札
「(公財) 奈良県食肉公社A重油(JIS 規格1種2号)」の購入に係る入札書在中
令和〇〇年〇月〇〇日
入札者 ⑩⑩⑩⑩株式会社
代表取締役 奈 良 太 郎

※社用の封筒を使用する場合は、 記入する必要はありません。

#### 【封筒裏面】



※封緘後、封筒の貼り合せ部分3箇所に代表者印又は受任者使用印で 割印してください。

令和7年度(令和8年1月~3月分) 奈良県食肉公社A重油の購入

仕 様 書

# 奈良県大和郡山市丹後庄町475-1 (公財) 奈良県食肉公社

※ 返却は不要です

# A 重油の売買に関する仕様書

奈良県食肉センター(以下「センター」という。)が使用する「A 重油」の売買に関する仕様書は、次のとおりとする。。

#### 1 品目

A重油・JIS 規格1種2号

項目	反応	引火点	動粘度 (50℃)	流動点	残 留 炭素分	水 分	灰 分	硫黄分
		$^{\circ}\!\mathbb{C}$	$\text{mm}^2/\text{s}$	${\mathcal C}$	質量%	容量%	質量%	質量%
性状	中性	60 以上	20 以下	5以下	4以下	0.3以下	0.05以下	2.0以下

#### 2 購入予定量

約20KL(3ヶ月間) ※発注量を約束するものではない。

#### 3 売買単価

センター渡し タンクローリー 1リットル当たりの消費税及び地方消費税込み単価

#### 4 契約期間

令和8年1月1日~ 令和8年3月31日

#### 5 代金請求

1ヶ月分を月末で締め切り、翌月に請求するものとする。

#### 6 納入場所等

センター内 重油タンク 10KL×1基

#### 7 納入条件等

- (1) 前日の午前10時まで発注を行うことができるものとする。
- (2) 納入は、1回あたりタンクローリー・4KL 若しくは5KL 単位とする。
- (3) 納入時間は、原則午後1時~5時とする。
- (4) 納入には公益財団法人奈良県食肉公社(以下「公社」という。)の職員が立ち会い、銘柄が記載された納品書及びローリーの検尺棒若しくはタンクゲージで納入量を確認するものとする。
- (5) 納入は、自然流下又はポンプで行うものとする。ポンプのときは、スロー運転で行うものとする。
- (6) 運搬・納入については、関係法令を遵守するものとする。
- (7) 納入月当初に各出荷メーカー (納入が複数のメーカーとなるときは、各メーカー分) の発行する試験成績表 (代表性状) を提出するものとする。
- (8) 安定した燃焼が得られない等の理由により、製品の品質が基準を満たさない疑いがある場合は、抜取検査を実施するものとする。この抜取検査の費用は、納入者が負担するものとする。
- (9) 契約の履行における事故等の責任及び費用の負担は、一切納入者が負うものとする。

#### 8 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、公社と納入者が協議のうえ定めるものとする。

# 補足説明書

入札への流れが複雑なため、特に注意していただくことをここにまとめました。

- ・12月5日(金)午後5時までに(公財)奈良県食肉公社に次の書類が提出されていなければ入札に参加できません。

  - ②石油製品販売業開始届出書の写し (既に提出済みの場合は必要ありません)
- ・入札書は、12月18日(木)午後5時必着で、郵送又は持参に限定しています。

開札日における投函入札※は行っておりません。

- (※ 入札場所に入札時刻までに集まり所定の入札箱に入札書を投入するもの。)
- ・開札の立会いの際、入室出来るのは、1社1名です。
- ・入札書に記入する金額は税抜きの1リットル単価です。
- ・入札書に記入する金額が同額の場合、「くじ」により決めることとなるため、記入する数字は小数点 2位まで厳密に記することを勧めます。 (例: ¥12.34円)

入札説明書 P. 1の4の(2)は次のとおりです。

地方自治法施行令 第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を 締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

-----1*7*------

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般 競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人 として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をした者
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を雁行することを妨げた者
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務 の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者